

福岡医発第 667 号(地)

令和 6 年 5 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

労働保険における電子申請の利用促進について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり福岡労働局より本会に対して協力依頼がありました。

本件は、政府の「新たなオンライン利用に関する計画」において、労働保険の電子申請手続が重点手続と位置付けられていることから、厚生労働省では、電子申請の利用促進に取り組んでおり、本会会員に対しても労働保険年度更新等の労働保険の手続きについて、電子申請の利用促進を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○労働保険の問い合わせ先

- ・福岡労働局総務部労働保険徴収課適用係

電話番号 092-434-9833

- ・e-Gov 利用者サポートデスク

電話番号 050-3786-2225

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)

小郡三井医師会より

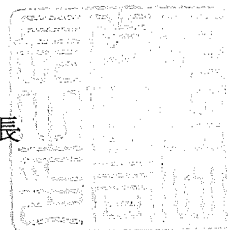
医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

福岡労発総 0517 第 1 号
令和 6 年 5 月 17 日

事業主団体 御中

福岡労働局長



労働保険における電子申請の利用促進について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省では、政府の「新たなオンライン利用に関する計画」（平成 23 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定）において、労働保険の電子申請手続が重点手続と位置付けられていることを踏まえ、電子申請の利用促進に取り組んでいるところです。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口に出向くことなく、夜間、休日でも手続ができるという利点があり、令和 3 年 3 月からは一部を除く労働保険関係手続について、e-Gov 経由で G ビズ ID を利用して電子申請を行うことも可能となっており、この場合には電子証明書の取得は不要となっております。

つきましては、貴会所属会員による労働保険年度更新等の労働保険の手続について、電子申請の利用促進が図られるよう、その周知と勧奨にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

労働保険の電子申請に係る「リーフレット」及び「事前準備ガイドBOOK」につきましては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp>)



また、電子申請の利用につきましては、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」

(<https://www.e-gov.go.jp>) でご覧いただけます。



なお、労働保険の電子申請に関するお問い合わせは、福岡労働局総務部労働保険徴収課 適用係（電話 092-434-9833）まで、「e-Gov」に関するお問い合わせは、e-Gov 利用者サポートデスク（電話 050-3786-2225）までお寄せください。

受
-5.5.23

オンライン化の**波**と一緒に乗りこなそう

労働保険は**電子申請**

**無料で
初期設定を
お手伝い
します。**

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは下記特設サイトへ

イメージキャラクター：
ペパレス執事

**労働保険料の
納付は、
電子納付が
便利です。**

**いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!**



ガブリエルくん

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。



無料で 初期設定を お手伝いします

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間いつでも
申請や届出ができます。

費用

0円

時間

1時間
程度

場所

日本全国
どこでも

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なのか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます



わたしが
かけつけます!

日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します!



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

自己紹介文

電子申請の便利さを世に広めるべくデンシ新星からやってきたヤギの執事。性格はとても温厚。特に労働保険を電子申請する際の初期設定に詳しく、丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和6年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業

詳細確認やお申込みはホームページから!

<https://denshi-shinsei.jp/>



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail: mail@denshi-shinsei.jp

TEL: 03-6628-2275

(キトリ)

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ 住所	〒	一	予約希望 アドバイザー セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989



労働保険に関する電子申請の 事前準備ガイド BOOK

Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に！	2
事前準備の流れを確認しましょう！	4
さあ、事前準備をはじめましょう！	6
実際に申請してみましょう！	16



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24 時間いつでも申請や届出ができます。



★いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

★カンタン・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけで済みます。

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙を入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。

また、GビズIDやマイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

電子申請は、以下の流れでご利用いただけます！

事前準備

電子申請を安全に行うため、パソコンの環境設定や、アカウントの準備、G ビズ ID (※) やマイナンバーカードを取得していない方は、電子署名に必要な電子証明書を取得します。

4 ページからご紹介

「e-Gov」から電子申請

e-Gov ウェブサイトから電子申請を行います。

画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けて、インターネット経由で提出します。



詳しくは、「e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。
<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

16 ページからご紹介



「e-Gov」って？

政府の行政情報ポータルとして、さまざまな情報を発信しているサイトです。
電子申請の窓口でもあり、このサイトの「電子申請システム」から、
24 時間 365 日、いつでも・どこでも電子申請が行えます。



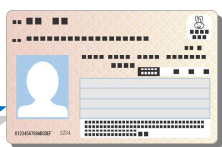
出典：e-Gov ウェブサイト (<https://www.e-gov.go.jp/>)

※ g BizID プライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続（一部手続は除く）ができます。

事前準備の流れを確認しましょう！

電子申請を行う前に、以下のステップで、パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。

チェック
1

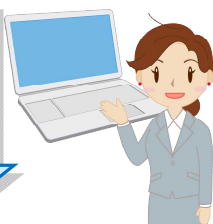


電子証明書の確認

6 ページ

電子申請では、電子証明書を使って、本人確認やデータの改ざんを防止します。(G ビズ ID やマイナンバーカードもご利用できます)

チェック
2

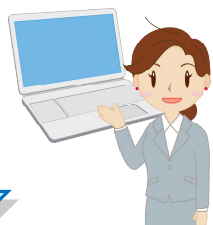


アカウントの準備

10 ページ

e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

チェック
3



ブラウザの設定確認

11 ページ

ブラウザのポップアップブロック設定を解除していますか？

解除していない場合、お使いのブラウザの設定によって、電子申請の途中で不具合が発生することがあります。

チェック
4



e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

15 ページ

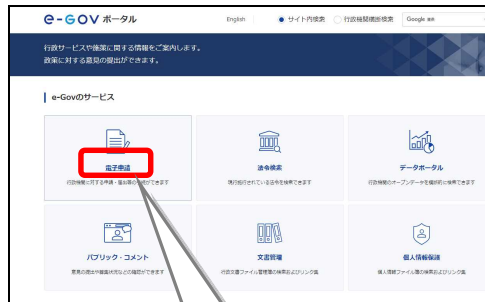
電子申請のアプリケーションはインストールされていますか？

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールしましょう。

事前準備が完了したら、 マイページから電子申請してみましょう！

e-Gov ポータル画面から e-Gov 電子申請画面へアクセスし、利用準備の画面を表示してみましょう。

■e-Gov ポータル 画面



「電子申請」をクリック！

■e-Gov 電子申請 画面



「利用準備」をクリック！

■利用準備の画面

事前準備で確認する項目が掲載されていますので、
順番にクリアしていけば、事前準備が完了！

1

アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Govアカウントの登録をするか、GビジネスID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。
e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約 をご確認ください。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
GビジネスID	GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 GビジネスIDから属性情報取得し、電子申請の基本情報として利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	

2

ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

ポップアップブロックの解除

ブラウザのポップアップブロックを解除します。
ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

設定手順を確認

信頼済みサイトへの登録(Internet Explorer 11の場合のみ)

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

設定手順を確認

3

アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

出典：e-Gov ウェブサイト(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

さあ、事前準備をはじめましょう！

「e-Gov 電子申請」の利用準備の画面にしたがって、準備を進めましょう。

チェック 1 電子証明書の確認

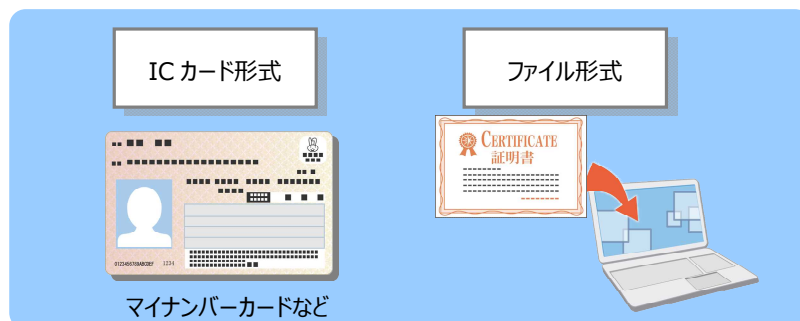
電子証明書を取得済の方及び G ビズ ID やマイナンバーカードを利用する場合はチェック 2 へ進んでください。

電子証明書等を取得していない方は、取得の手続きを進めましょう。

電子証明書とは？

電子証明書は、書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。

電子申請における、本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書となります。電子証明書は、公的個人認証制度等における IC カード（マイナンバーカードなど）に搭載されたり、ファイル形式で提供されます。

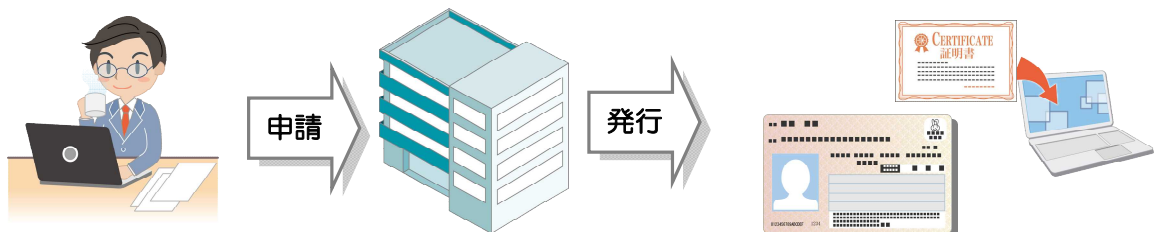


電子証明書を取得するには？

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象（個人・法人）が限られていたり、対応可能手続が異なったりする場合があります。詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「電子証明書のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

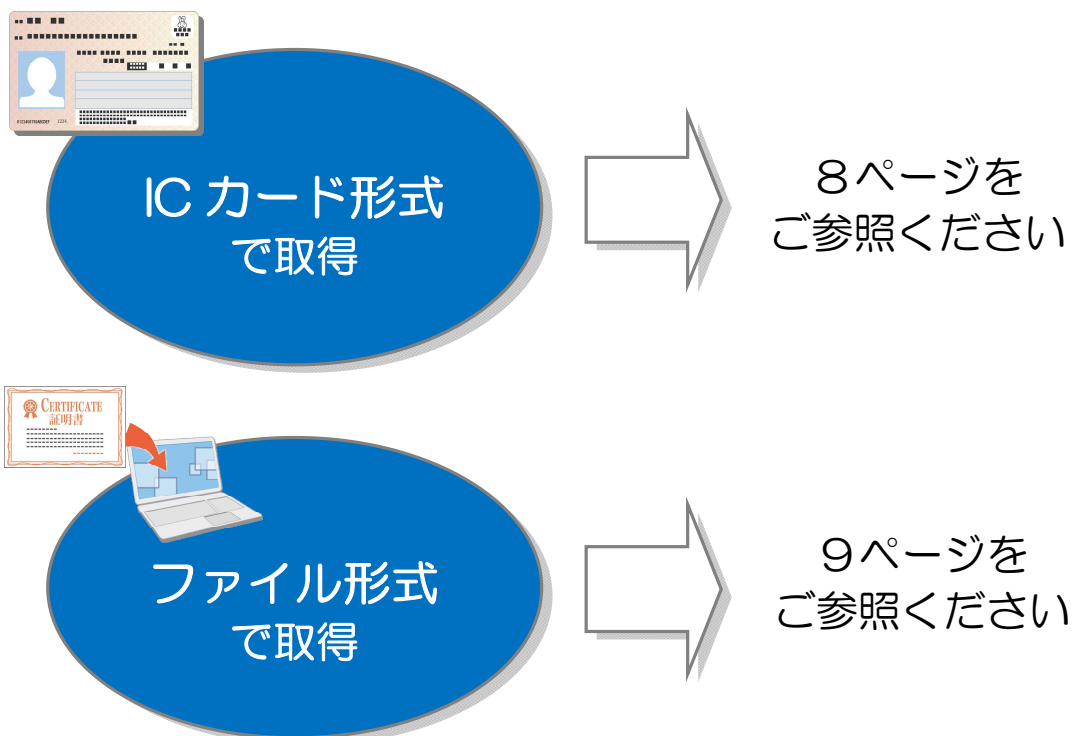


電子証明書を取得しましょう！

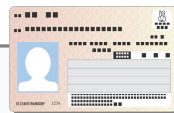
電子証明書は、「IC カード形式」と「ファイル形式」の2種類あります。

それぞれの形式について、電子証明書取得の流れをご紹介します。

「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例、「ファイル形式」については「商業登記に基づく電子認証」を活用する例でご説明します。



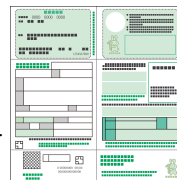
IC カード形式 で取得する場合 ～公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用～



1 マイナンバーカードを申請しましょう。

交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼付して郵送します。

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンで交付申請用の WEB サイトにアクセスし、インターネット経由で申請することもできます。



詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



電子申請には、マイナンバーカードに内蔵された「署名用の電子証明書」が必要です。交付申請書で「署名用電子証明書」を「不要」とする欄は**空欄のまま**送付してください。



2 マイナンバーカードを受領しましょう。

交付通知書（はがき）が届いたら、交付窓口で暗証番号などを設定し、マイナンバーカードを受け取ります。



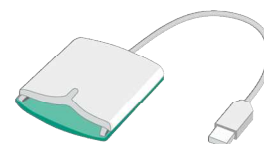
- ・受取時には、交付通知書（はがき）、「通知カード」、免許証やパスポートなど身分証明となるものが必要です。
- ・発行手数料は不要です。



3 ICカードリーダーライターを準備しましょう。

IC カードリーダーライターを用意します。

IC カードリーダーライターは、IC カードの情報を読み取る装置です。家電量販店やインターネット販売で購入できます。



詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダーライターのご用意」ページを参照してください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

マイナンバーカードを使うと、電子証明書取得の手数料がかかりません！

平成 28 年から交付されている「マイナンバーカード」には、電子証明書が標準で搭載されますので、無料で電子証明書を取得できます。

※「IC カード形式」の電子証明書は、民間の認証局から取得することもできます。

詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>

ファイル形式 で取得する場合 ～商業登記に基づく電子認証を活用～



1 電子証明書を取得するためのソフトウェアをインストールしましょう。

専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を法務省のホームページからダウンロードし、パソコンにインストールします。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00027.html

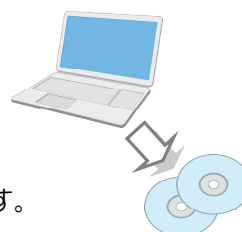


2 電子証明書発行に必要なファイルを作成しましょう。

「商業登記電子認証ソフト」で、電子証明書の発行申請に必要な「鍵ペアファイル」および「証明書発行申請ファイル」を作成します。



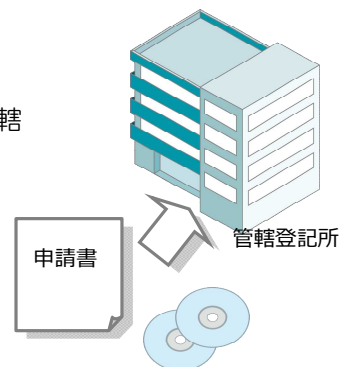
「証明書発行申請ファイル」は、CD、DVD、またはUSBメモリに格納しておきましょう。



3 電子証明書の発行申請をしましょう。

管轄登記所（会社・法人の本店・主たる事務所の所在地を管轄する登記所）に、以下のものを提出します。

- ・電子証明書発行申請書
- ・証明書発行申請ファイル（手順2で作成したもの）



4 電子証明書をダウンロードしましょう。

手順1で使用したソフトウェアを使って、インターネット経由で電子証明書をダウンロードします。



令和3年2月15日から、商業登記電子証明書の発行について、オンライン申請が可能になりました。詳細は、法務省のホームページをご参照ください。

「電子証明書取得のご案内」（法務省）（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html）をもとに作成

チェック2 アカウントの準備

次に、e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。e-Gov アカウントの登録をするか、G ビズ ID(※1)、または他認証サービスのアカウントが利用できます。



(※1) 労働保険関係手続の電子申請においては、法人代表者又は個人事業主(以下「事業主」という。)のアカウントである gBizID プライムと、組織の従業員用のアカウントとして事業主が作成する gBizID メンバーを利用することができます。

gBizID メンバーについては、事業主の代理人(総務部長等(※))又は1法人で複数の適用事業がある場合の各適用事業の支店長等が事業主として届出等がされている場合等に利用することができます。なお、事業主の代理人が gBizID メンバーで電子申請を行う場合は、事前に「労働保険代理人選任・解任届」を提出する必要があります。

(※) 総務部長等の「等」には例えば総務・経理のご担当の方などが含まれます。代理人の役職や人数に法的な制限はありません。

G ビズ ID の取得方法等の詳細については、以下の URL をご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

サービス名	概要	利用方法
e-Gov アカウント	e-Gov サービス共通で利用できるアカウントです(※2)。	e-Gov アカウントを登録し、ログインしてください(※3)。
Microsoft アカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。(※4)	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。 
G ビズ ID アカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G ビズ ID から属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。 g BizID プライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続(一部手続は除く)ができます。	

(※2)e-Gov アカウント登録の際は、事前に e-Gov アカウント利用規約をご確認ください。

(※3)e-Gov アカウントは、以下の URL より登録することができます。

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

(※4) Microsoft アカウントは、以下の URL より作成することができます。

<https://account.microsoft.com/account?lang=ja-jp>

出典：e-Gov ウェブサイト(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)



チェック3 ブラウザの設定確認

次に、ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

① ポップアップブロックの解除

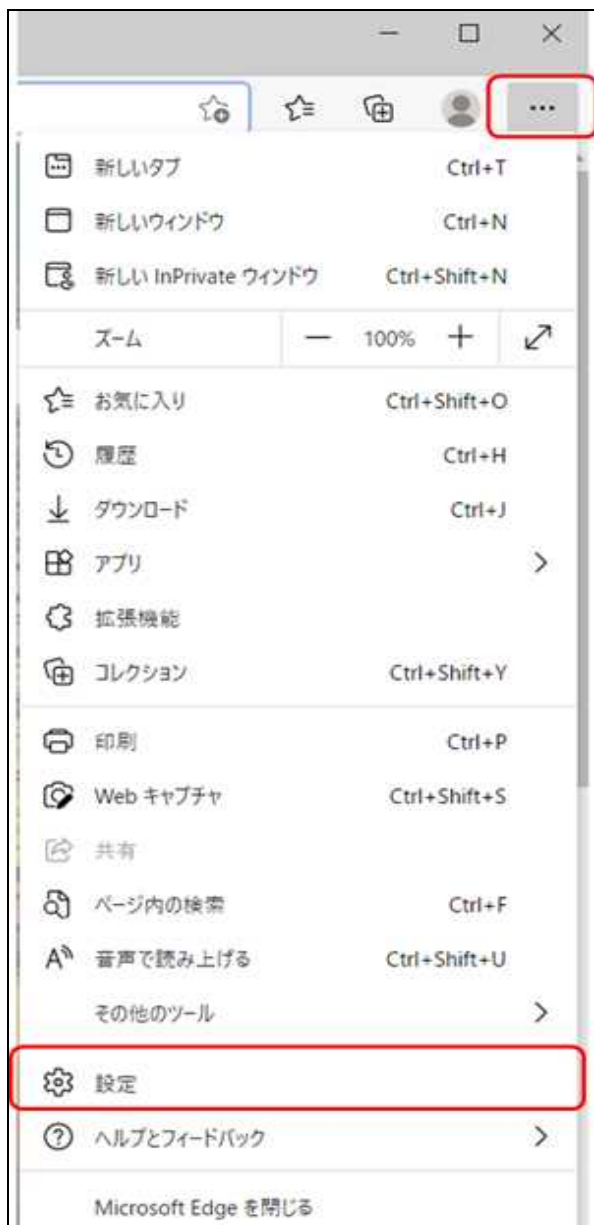


ポップアップブロックとは、ブラウザの表示中に、広告や通知など別のウィンドウが表示されるのを事前に防止する機能です。
電子申請を行うには、機能を無効にしておく必要があります

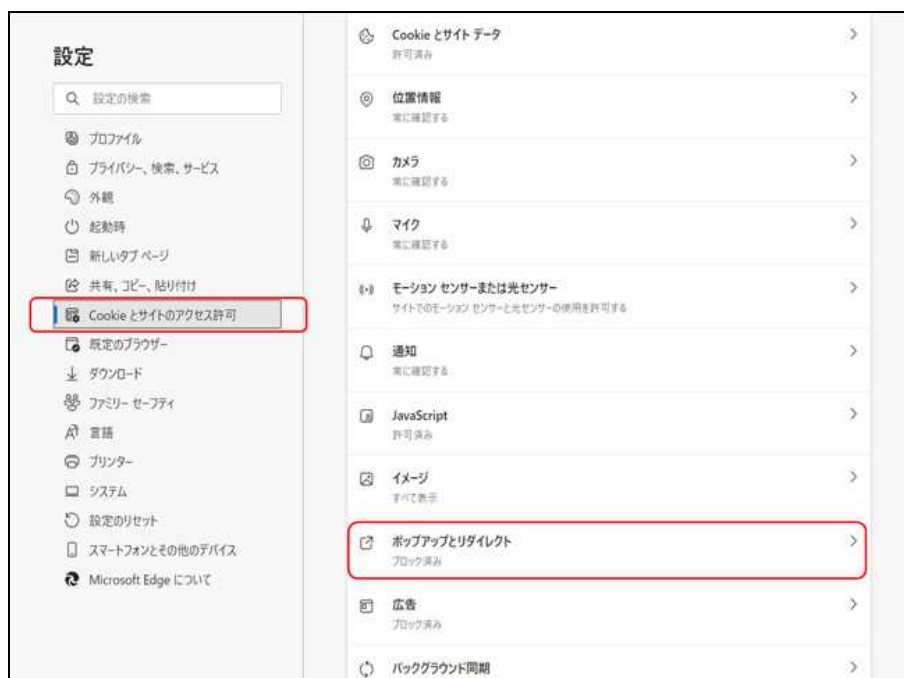
《Microsoft Edge をご使用の方》

1. Microsoft Edge の設定画面を開く

⇒右上「メニュー」ボタンをクリックし、[設定]をクリックします。



2. 「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックし、「ポップアップとリダイレクト」をクリックします。



※Windows のバージョンによっては、メニュー名が完全一致しない可能性があります。その場合は、「ポップアップ」で検索することで、「ポップアップとリダイレクト」メニューが出てきます。



3. ポップアップブロックを許可するサイトを追加する

⇒「許可」項目の「追加」ボタンをクリックします。



4. サイトの追加

⇒「サイトの追加」項目に「shinsei.e-gov.go.jp」を入力し、「追加」ボタンをクリックします。
もう一度、「サイトの追加」項目に「account.e-gov.go.jp」を入力し、「追加」ボタンをクリックします。



5. e-Gov が追加されたことを確認する

⇒「許可」項目に「shinsei.e-gov.go.jp」と「account.e-gov.go.jp」が追加されたことを確認します。

← サイトのアクセス許可 / ポップアップとリダイレクト

ブロック (推奨) ☒

ブロック 追加

追加されたサイトはありません

許可 追加

 account.e-gov.go.jp	...
 shinsei.e-gov.go.jp	...



※ポップアップブロックの解除方法

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

チェック4 e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

最後に、無料の e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。

3 アプリケーションのインストール
e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

インストール手順の確認は
ここをクリック！

Windows版

e-Gov電子申請アプリケーションの
ダウンロード（Windows版）

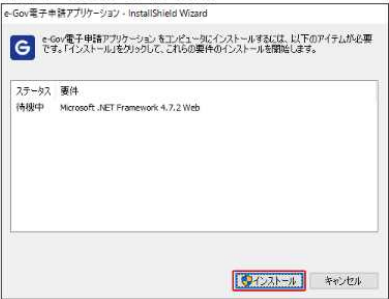
インストール手順を確認（Windows版）

macOS版

e-Gov電子申請アプリケーションの
ダウンロード（mac OS版）

インストール手順を確認（mac OS版）

Windows版での手順
1.インストールプログラムの実行
e-Gov電子申請アプリケーションをインストールするためには、お使いのパソコンに「Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）」がインストールされている必要があります。
「Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）」がインストールされていない場合は以下の画面が表示されます。
[インストール]ボタンをクリックして、「Microsoft .NET Framework 4.7.2」をインストールしてください。



「Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）」がインストールされている場合は以下の画面が表示されますので[次へ(N)>]ボタンをクリックします。



2.使用許諾へ同意
使用許諾書を注意深くお読みいただき、[使用許諾の条項に同意します (A)]にチェックを入れ、[次へ(N)>]ボタンをクリックします。





詳しくは、上記の「インストールの手順」画面を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html>

実際に申請してみましょう！

【例：年度更新申告の場合】



e-GOV 電子申請

e-Gov電子申請アプリケーション起動

申請等の手続は「e-Gov電子申請アプリケーション」を使って行います。
インストールがお済みの場合は、下のボタンからアプリケーションを起動し、手続に進んでください。

e-Gov電子申請アプリケーションを起動

次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。

e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は

e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は、こちらからダウンロードしてインストールしてください。

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード

1. 「e-Gov 電子申請アプリケーションを起動」をクリックしてください。



e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード

パスワードを忘れた方

ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#)

または以下のアカウントでログイン

G Biz IDでログイン

Microsoftでログイン

2. e-Gov アカウントでログインする場合、メールアドレスとパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

G ビズ ID アカウント又は Microsoft アカウントでログインすることも可能です。





3. 「手続検索」をクリックしてください。



4. 検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し、[検索] ボタンをクリックしてください。



5. 検索結果の中から、該当する年度更新申告の手続をクリックしてください。
(年度更新申告期間のみ表示されます。)



6. 手続名が表示されますのでご確認ください。



手続情報表示: e-Gov電子申請

電子署名必要 連名可 個別認証必要 行政手数料有

ブックマーク

手続概要	概算保険料、増加概算保険料、確定保険料の申告・納付をする事業主が、保険料を納付する際、厚生労働省令に規定する要件に従って、同時に提出する申告書の記載内容と手続を示したものです。
根拠法令	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条・第15条の2・第16条・第19条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第24条第3項・第25条・第33条・第38条、厚生労働省関係石綿による健康被害救済に関する法律施行規則第2条の2第2項
電子申請方法別利用案内	【添付情報】 - 【手続可能な時間】 毎年6月1日から7月10日までの間。
告知情報	【手続対象者】 事業主（社会保険労務士による提出の代行も可能です。） 【提出時期】 6月1日から7月10日までの間。 【手数料（説明）】 【手数料（URL）】 【相談窓口】 都道府県労働局にご相談ください。 【標準処理期間】 - 【不服申立方法】 - 【別送書類】 - 【備考】 -

戻る

申請書入力へ

7. 「申請書入力へ」ボタンをクリックしてください。



電子申請の手順について

「成立手続」「概算保険料の申告手続」「年度更新」などに関する電子申請の操作は、それぞれのマニュアルを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare					
文字サイズの変更 標準 大 特大 Google					
高齢者募集や/ブリンクコメン					
テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等					
ホーム > 申請・募集・情報公開 > 電子政府の推進 > オンライン利用促進 > e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介					
e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介					
電子申請API 初めて電子申請を行う際には、以下のリンクをご確認の上、事前準備をお願いします。 ■ e-Gov電子申請システム利用準備書 https://sinsei.e-gov.go.jp/contents/e-preparation ■ 電子証明書の取得（都道府県の一案内） https://sinsei.e-gov.go.jp/contents/e-preparation/certificate/certificate-authority.html ■ 「e-Govへのお問い合わせ」 https://www.e-gov.go.jp/contact/#Tab2 当ページでは、e-govから電子申請ができる手続のうち、事業主の方が繰り返し申請する手続を中心に、主な手続の電子申請を例にした利用マニュアルを掲載しております。一覧より、目下下さい。					
手続の区分	主な申請契機	電子申請利用マニュアル	PDF【全体版】	PDF【分割版】	提出期限
雇用保険 被保険者に関する手続	従業員が入社したとき	雇用保険被保険者資格取得届 (令和4年3月更新)	PDF【全体版】 (3.09MB)	PDF【分割版】 (2.89MB)	雇用した日の属する月の翌月10日まで
		雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり) (令和2年11月更新)	PDF【全体版】 (5.22MB)	PDF【分割版】 (1.92MB)	
	従業員が退社したとき	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり) (令和2年11月更新)	PDF【全体版】 (5.22MB)	PDF【分割版】 (1.48MB)	被保険者でなくなったことの事実のあった日から起算して10日以内
		雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり) (令和2年11月更新)	PDF【全体版】 (5.22MB)	PDF【分割版】 (1.48MB)	

出典：e-Gov ウェブサイト (<https://sinsei.e-gov.go.jp/>)

電子申請で届出できる手続

労働保険の適用・徴収に関しては、「労働保険料等口座振替納付書送付依頼書」(※) 以外のすべての手続について、電子申請に対応しております。

※労働保険事務組合にかかる「労働保険料等口座振替納付書送付依頼書」は金融機関への届出印の押印を必要としない様式については電子申請に対応しています。

また、GビズIDを利用した電子申請が可能な手続については、以下のとおりです。

<GビズIDに対応している手続>

手 続 名	
1	労働保険保険関係消滅
2	労働保険継続事業一括認可申請（新規）
3	労働保険継続事業一括認可申請（追加）
4	労働保険継続事業一括認可申請（取消）
5	労働保険概算保険料の申告（継続）
6	労働保険増加概算保険料の申告（継続）
7	労働保険確定保険料の申告（継続）
8	労働保険確定保険料申告（建設の事業）
9	労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業）
10	労働保険確定保険料申告（一人親方等団体）
11	労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者）
12	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾0～3、6～7）
13	労働保険概算保険料申告（有期）
14	労働保険増加概算保険料申告（有期）
15	労働保険確定保険料申告（有期）
16	労働保険年度更新申告
17	労働保険年度更新申告（建設の事業）
18	労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業）
19	労働保険年度更新申告（一人親方等団体）
20	労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者）
21	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾0～3、6～7）
22	労働保険事務処理委託解除
23	労働保険口座振替納付書送付依頼（新規）
24	労働保険口座振替納付書送付依頼（変更）
25	労働保険口座振替納付書送付依頼（解除）
26	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾4）
27	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾5）
28	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾8）
29	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾4）
30	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾5）
31	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾8）

他社所有商標に関する表示について

Microsoft、Windows、Microsoft Edge は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
その他、記載されている会社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。

「e-Gov」に関するお問い合わせ先

e-Gov 利用者サポートデスク

【電話番号】

050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)

■受付時間

〈4月・6月・7月〉

平日 午前9時から午後7時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで

〈5月、8月から3月〉

平日 午前9時から午後5時まで

※土日祝祭日および、年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止いたします。